

冬季オリンピック・パラリンピック調査特別委員会の運営方針（案）

基本方針	内 容	備 考
調査方針	市制施行100年を迎えた本市が、冬季オリンピック・パラリンピックを契機として、より魅力的で活力溢れるまちへと成長し、未来に向けてさらなる飛躍を図るため、関係する本市施策等について必要な事項を調査する。	調査事項の詳細については、理事会で協議する。
調査事項	(1) 冬季オリンピック・パラリンピックに関する調査 (2) 冬季オリンピック・パラリンピックに関連する施策等についての調査	

調査結果の取扱	内 容	備 考
意見書等の提出・決議	冬季オリンピック・パラリンピックについて、必要に応じて決議を行い、関係機関に対する意見書等を提出する。	意見書案等の取りまとめは、理事会の協議事項とする。
報告書の作成	調査結果を踏まえ、必要に応じて報告書を作成する。	報告書の取りまとめは、理事会の協議事項とする。

懇談会・委員派遣	内 容	備 考
懇談会	冬季オリンピック・パラリンピックについて、効果や課題などを調査するため、学識経験者等を参考人として招き、意見交換を行う。	必要性や具体的内容については、理事会で協議する。
行政視察	冬季オリンピック・パラリンピックの招致活動や大会の開催実績、関連する施策等に関する先進都市の取組を調査するため、委員を派遣する。	
要望活動	冬季オリンピック・パラリンピックについて、状況に応じ、関係省庁や国会議員等に対し要望活動を行うため、委員を派遣する。	